

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現行
<p>Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅱ-3 法令解釈等外部からの照会への対応</p> <p>Ⅱ-3-3 グレーゾーン解消制度</p> <p>産業競争力強化法（以下、「強化法」という。）<u>第7条第1項</u>は、新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下、この項において「法令」という。）の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる制度（以下、「グレーゾーン解消制度」という。）を規定している。本項は、グレーゾーン解消制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては、<u>「グレーゾーン解消制度」、「規制のサンドボックス制度」及び「新事業特例制度」の利用の手引き</u>（令和4年7月15日経済産業省）（以下、同省による改正後のものを含め、この項において「利用の手引き」という。）を参照するものとする。</p> <p>(1) 照会窓口</p> <p>照会窓口は、金融庁総合政策局総合政策課とする。</p> <p>なお、照会窓口たる金融庁総合政策局総合政策課は、下記(2)③の記載要領に示す要件を満たした<u>照会書</u>が到達した場合は速やかに受け付け、<u>当該照会書の提出先が二以上の主務大臣であるときは、他の主務大臣に対し、その確認を求めるものとする。</u></p>	<p>Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅱ-3 法令解釈等外部からの照会への対応</p> <p>Ⅱ-3-3 グレーゾーン解消制度</p> <p>産業競争力強化法（以下、「強化法」という。）<u>第9条第1項</u>は、新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下、この項において「法令」という。）の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる制度（以下、「グレーゾーン解消制度」という。）を規定している。本項は、グレーゾーン解消制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては、<u>必ず経済産業省策定に係る「産業競争力強化法」「企業実証特例制度」及び「グレーゾーン解消制度」の利用の手引き</u>（平成26年1月20日経済産業省）（以下、この項において「利用の手引き」という。）を参照するものとする。</p> <p>(1) 照会窓口</p> <p>照会窓口は、金融庁総合政策局総合政策課とする。</p> <p>なお、照会窓口たる金融庁総合政策局総合政策課は、下記(2)③の記載要領に示す要件を満たした<u>照会書及びその写し</u>が到達した場合は速やかに受け付け、<u>当該照会書に記載された確認の求めに係る法令が他の関係行政機関の長が所管するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるものとする。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現行
<p>財務局監理金融商品取引業者等は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、金融庁総合政策局総合政策課に対し、<u>照会書を速やかに送付する。</u></p> <p>(注) 財務局においては、<u>照会書を金融庁総合政策局総合政策課に送付する際、当該照会書に記載された確認の求めのうち当庁が所管する法令に関するもの</u>に限り、原則として審査意見を付するものとする。</p> <p>(2) 照会書受領後の流れ</p> <p>照会書を受け付けた後は、総合政策局総合政策課において、当該照会書を当該照会書に記載された確認の求めに係る法令を所管する担当課室に速やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③について確認し、当制度の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書を提出した者（以下、この項において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、照会書の補正、追加書類の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書類は必要最小限とし、提出者の過度な負担とならないよう努めるものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>① 確認の求めの主体</p>	<p>財務局監理金融商品取引業者等は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、金融庁総合政策局総合政策課に対し、<u>照会書を速やかに電子メール等により送付するとともに、照会書及びその写しを郵送により送付する。</u></p> <p>(注) 財務局においては、<u>照会書及びその写しを金融庁総合政策局総合政策課に送付する際、当該照会書に記載された確認の求めのうち当庁が所管する法令に関するもの</u>に限り、原則として審査意見を付するものとする。</p> <p>(2) 照会書受領後の流れ</p> <p>照会書を受け付けた後は、総合政策局総合政策課において、当該照会書を当該照会書に記載された確認の求めに係る法令を所管する担当課室に速やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③について確認し、当制度の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書を提出した者（以下、この項において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、<u>照会書の補正及び追加書類の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書類は必要最小限とし、提出者の過度な負担とならないよう努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、当庁の所管する法令に関して、強化法第9条第3項の関係行政機関の長として同項の規定による求めを受けた場合には、上記の連絡及び所要の対応の求めは、同項の当該主務大臣に対して行うものとする。</u></p> <p>① 確認の求めの主体</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現行
<p>以下のイ. 及びロ. を満たすか。</p> <p>イ. 提出者は、新事業活動を実施しようとする者であること。 (注)「新事業活動」とは、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動のうち、当該新たな事業活動を通じて、生産性（資源生産性（エネルギーの使用又は鉱物資源の使用（エネルギーとしての使用を除く。）が新たな事業活動を実施しようとする者の経済活動に貢献する程度をいう。）を含む。）の向上又は新たな需要の開拓が見込まれるものであって、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないものをいう（強化法第2条第4項、<u>産業競争力強化法に基づく新技術等実証及び新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進に関する命令（以下、「強化法命令」という。）第2条</u>）。</p> <p>ロ. 提出者が、当庁所管の事業に係る新事業活動を実施しようとしている者であること。<u>または、提出者が、その新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する当庁が所管する法令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無について、その確認を求めようとしている者であること。</u></p> <p>② 照会の対象 提出者が、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する当庁が所管する法令の規定の解釈<u>及び</u>当該規定の適用の有無について、そ</p>	<p>以下のイ. 及びロ. を満たすか。</p> <p>イ. 提出者は、新事業活動を実施しようとする者であること。 (注)「新事業活動」とは、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動のうち、当該新たな事業活動を通じて、生産性（資源生産性（エネルギーの使用又は鉱物資源の使用（エネルギーとしての使用を除く。）が新たな事業活動を実施しようとする者の経済活動に貢献する程度をいう。）を含む。）の向上又は新たな需要の開拓が見込まれるものであって、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないものをいう（強化法第2条第3項、<u>同法施行規則第2条</u>）。</p> <p>ロ. 提出者が、当庁所管の事業に係る新事業活動を実施しようとしている者であること。<u>ただし、金融庁長官が、強化法第9条第3項の関係行政機関の長として同項の規定による求めを受けた場合については、この限りでない。</u></p> <p>② 照会の対象 提出者が、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する当庁が所管する法令の規定の解釈<u>並びに</u>当該規定の適用の有無について、</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現行
<p>の確認を求めるものであって、以下のような照会を行うものか。</p> <p>イ. ～ニ. (略)</p> <p>③ 照会書の記載要領</p> <p><u>強化法命令様式第九</u>に従い、また利用の手引きを踏まえ、以下の事項が記載されているか。</p> <p>イ. ～ホ. (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>の確認を求めるものであって、以下のような照会を行うものか。</p> <p>イ. ～ニ. (略)</p> <p>③ 照会書の記載要領</p> <p><u>強化法施行規則様式第五</u>に従い、また利用の手引きを踏まえ、以下の事項が記載されているか。</p> <p>イ. ～ホ. (略)</p> <p><u>(参考) 利用の手引き</u></p> <p><u>グレーゾーン解消制度</u></p> <p><u>提出書類</u></p> <p><u>5. 具体的な確認事項</u></p> <p><u>現在、規制の根拠となる法令がどのような規定となっており、そのうち、どの部分の解釈が明らかでないのか、新事業活動が規制の対象となるのか否かが判断できないポイントや、それによって新事業活動を行うことが難しい理由に加え、そのことに関する自己の見解を記載してください。</u></p> <p><u>規制所管省庁から明確かつわかりやすい回答を得るため、例えば、「〇〇規制が支障となっているのではないか」という記載ではなく、「〇〇法に基づき〇〇が規制の対象となっているかどうか明らかでないため、〇〇法に基づく許可を受けなくても、新事業活動において、〇〇を行うことができるのか確認したい」といったように、確認したいポイントを、できる限り具体的に記載してください。</u></p>

改正後	現行
<p>(3) 回答</p> <p>照会書を回付された課室は、総合政策局総合政策課において回答を行う事案と判断した場合においては、提出者からの<u>照会書</u>が照会窓口到達してから原則として1ヵ月以内に提出者に対し<u>強化法命令様式第十一</u>による回答書を交付するものとする。</p> <p>また、照会書を回付された課室は、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1ヵ月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に通知するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(3) 回答</p> <p>① 照会書を回付された課室は、総合政策局総合政策課において回答を行う事案と判断した場合においては、提出者からの<u>照会書及びその写し</u>が照会窓口到達してから原則として1ヵ月以内に提出者に対し<u>強化法施行規則様式第六</u>による回答書を交付するものとする。</p> <p>また、照会書を回付された課室は、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1ヵ月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に通知するものとする。</p> <p>② <u>金融庁長官が、他の関係行政機関の長から強化法第9条第3項の規定による求めを受けた場合においては、照会書を回付された課室は、同条第1項の規定により同項の主務大臣が照会書及びその写しの提出を受けた日から原則として1ヵ月以内に当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無について強化法施行規則様式第六による回答書に記載し、総合政策局総合政策課を通じてこれを当該主務大臣に送付するものとする。</u></p> <p><u>また、この場合において、当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現行
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>カ月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を、総合政策局総合政策課を通じて当該主務大臣に通知するものとする。</u></p> <p>③ <u>金融庁長官が、他の関係行政機関の長に対し強化法第9条第3項の規定により確認を求めた場合において、当該関係行政機関の長から強化法施行規則様式第六による回答書の送付を受けたときには、総合政策局総合政策課又は当該確認の求めと同一事案について照会書を回付された課室を通じて、提出者に当該回答書を交付するものとする。</u></p> <p><u>また、当該関係行政機関の長から、原則として1カ月以内に回答書を交付することができない旨及びその理由の通知を受けた場合には、これらを提出者に通知するものとする。</u></p>